「ベビーシッター派遣事業割引券」概要

１．派遣事業について

本事業は、仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成に寄与することを目的として、児童手当法に規定する事業主に雇用される者が、就労のためにベビーシッター業者が提供するサービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するもの

２．事業の実施者

公益財団法人全国保育サービス協会

３．開始時期：令和５年４月２８日

４．利用対象者

九州大学の教職員（非常勤を含む）

※配偶者も就労していることが必要です。

（例外：配偶者の入院等により就労が困難な場合 等）

５．対象児童年齢

０歳～小学校３年生

※身体障害者手帳の交付を受けている場合等は小学校６年生まで

６．割引金額

１枚あたり2,２００円

※１日（回）対象児童１人につき２枚まで使用可能

※利用料金が２，２００円未満の場合は割引対象外

※１家庭１か月２４枚まで、１年間２８０枚まで利用可能

※コロナウイルスによる特例措置は無くなりました。

７．利用時の注意事項

①就労のためにベビーシッターサービスを利用する場合に限ります。

②利用者の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を依頼する場合に限ります。

（ベビールーム等利用者の家庭以外での保育には使用できません）

③ベビーシッター業者は、公益財団法人全国保育サービス協会の認定業者に限ります。

※割引券を利用するにはベビーシッターの従事要件が定められています。あらかじめ「割引券を利用する」ことをお伝えの上、依頼してください。

④「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、１家庭１日（回）につき１枚とし、年度内に４枚以内とします。

⑤所得税の取扱いについて

令和３年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含みます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。